

安全報告書

【バス事業】



2023年7月

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1.ごあいさつ

平素より遠州鉄道ならびに遠鉄グループをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

また、当社バス事業に深いご理解をいただきまして厚くお礼申し上げます。

遠鉄グループ経営の根幹は、バスや鉄道などの運輸事業を中心に培われてきた「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、遠鉄グループは運輸事業における安全運行が支えていると言っても過言ではありません。こうした認識のもと、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」という方針に基づき、ハード・ソフト両面において安全管理体制の強化に努めております。

2022 年度におきましては、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しい経営環境が続く中ではありましたが、ハード面では、デジタル点呼システムや交番割付システムの導入などへの投資を推進し、点呼体制の強化や労務管理の適正化を図りました。

ソフト面におきましては、安全に関する教育の継続はもとより静岡県警察本部のご協力のもとに実施した合同非常事態対応訓練、第二回遠鉄ドライバーズコンテスト等を実施し、更なる輸送の安全確保への取り組みと危機管理体制の強化に努めてまいりました。

今後も、安全に対する投資を積極的に実施するとともに、法令や規則を遵守し、地域のお客様から喜ばれ信頼される存在となるよう全員一丸となって取り組んでいく所存です。

尚、本報告書は当社の「安全の確保のための取り組み」を皆様に公表させていただくものです。お気づきの点がございましたら、率直なご意見やご感想をいただければ幸いに存じます。

遠州鉄道株式会社

取締役社長 丸山 晃司



2.輸送の安全に関する基本的な方針

遠州鉄道においては、輸送の安全を確保するために、以下の通り社長以下全社員が一体となって取り組んでまいります。

（輸送の安全に関する基本的な方針について）

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう



遠州鉄道株式会社

取締役社長 丸山 晃司

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

3.輸送の安全に関わる目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社本部事故防止対策委員会・運輸安全マネジメント会議において策定した 2022 年度事故防止重点実施項目及び事故抑止目標、事故実績並びに 2023 年度事故抑止目標は次の通りです。

1.輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- ・ 2022 年度事故抑止目標 有責事故削減
- ・ 2022 年度事故実績 対前年度 +10 件（123%）
- ・ 2023 年度事故抑止目標 有責事故削減

2.年間最重点実施項目（2022 年度）

2022年度 事故防止スローガン

“確認”動作を守り

有責事故ゼロ

安全！安心！信頼！～危険の芽をつむ“予測”と“確認”の徹底～

事故防止重点実施項目

- ✓ 車内事故ゼロ …………… 目視と「お後はごさいませんか」の呼称“確認”の徹底！
- ✓ バック事故ゼロ …………… 一呼吸おき目視とバックモニターで“確認”の徹底！
- ✓ 横断歩道上事故ゼロ … 横断歩道付近は減速し、危険を“予測”！
- ✓ 接触事故ゼロ …………… 安全な車間距離の確保と早期に危険を“予測”！

3.月別事故防止重点項目（2022 年度）

4 月	新年度 不慣れなお客様にマイクで上手に誘導“車内事故防止”
5 月	内輪差 甘い確認、苦い事故を呼ぶ“接触事故防止”
6 月	雨降りでもバックの基本、窓から顔出し確認“バック事故防止”
7 月	“車内事故防止” 着席確認後の発車と「お後はごさいませんか」の徹底
8 月	夏休み 子供と自転車の動静を予測して“人身、接触事故防止”
9 月	“車内事故防止” 目視と呼称確認後のドア操作
10 月	“横断歩道付近”では減速、安全確認 歩行者保護の徹底
11 月	“車内転倒事故撲滅”「発車します」、「お後はごさいませんか」は必ず実行
12 月	焦ってる!? 急ぐあなたに赤信号“イエローストップ”の徹底
1 月	“バック事故防止” バック時は、一呼吸おいて目視、及びミラーの確認
2 月	適切な車間距離の保持と“停車時は 5 メートル以上”を保ち安全運行
3 月	バック時に不安を感じたら下車して確認して“バック事故防止”

4.主な安全に関する外部表彰実績（2022 年度）

【団体表彰実績】

（１）静岡県自動車連合会安全運転コンクール

- ①中部運輸局静岡運輸支局長・静岡県自動車連合会会長連名表彰
浜松西営業所、磐田営業所
- ②静岡県バス協会長表彰
三方原営業所、細江営業所

（２）自動車安全運転センター 2022 年度優秀安全運転事業所

- ①優秀安全運転事業所 金賞
(静岡県警察本部長・自動車安全センター理事長連名表彰)
浜松西営業所

【個人表彰実績】

令和 4 年秋の黄綬褒章	運転者 1 名
国土交通省 自動車関係功労者大臣表彰	運転者 1 名（前年度 1 名）
中部運輸局 功労者等局長表彰	運転者 3 名（前年度 1 名）
中部運輸局静岡運輸支局 功労者等支局長表彰	運転者 2 名（前年度 1 名）
公益社団法人日本バス協会 優良運転者表彰	運転者 4 名
一般社団法人静岡県バス協会長 優良バス運転者表彰	運転者 6 名（前年度 5 名）
静岡県高速道路交通安全協議会 隊長・会長連名表彰	運転者 1 名（前年度 1 名）
静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰	運転者 3 名（前年度 3 名）
静岡県高速道路交通安全協議会 西部支部長表彰	運転者 4 名（前年度 2 名）

5.主な安全に関する資格取得実績（2022 年度）

運行管理者試験 合格者 16 名（前年度 10 名）

4.自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

2022 年度発生 21 件

内 訳

車内事故	2 件	うち 1 件 第二当事者
被追突事故	3 件	第二当事者
健康起因	16 件	
車両故障	0 件	

2021 年度発生 20 件

内 訳

車内事故	5 件	うち 1 件 第二当事者
被追突事故	1 件	第二当事者
健康起因	14 件	
車両故障	0 件	

※健康起因・・・体調不良により乗務交代を行った件数

5.自然災害による輸送障害（運休）

2022 年度

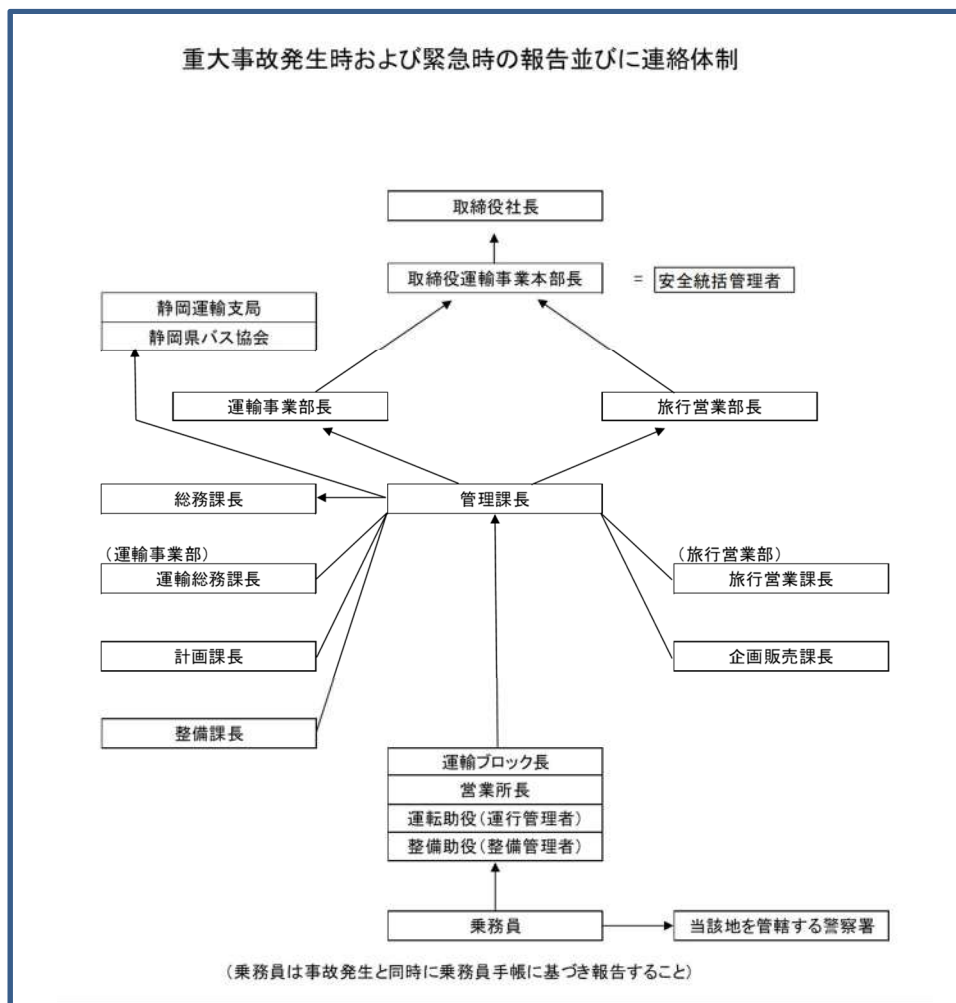
日付	要因	路線	運休状況
7 月 10 日	大雨	一般路線	一部運休
9 月 19 日	台風	空港・高速路線	一部運休
9 月 23 日	大雨	一般路線	一部運休
		空港・高速路線	一部運休
9 月 24 日	大雨	一般路線	一部運休及び一部区間運休
		空港・高速路線	一部運休
9 月 25 日	大雨	一般路線	一部区間運休 (土砂崩れのため 10/21 まで継続)
12 月 24 日	降雪	空港・高速路線	一部運休
1 月 24 日	降雪	空港・高速路線	一部運休
1 月 25 日	降雪	空港・高速路線	一部運休
1 月 26 日	降雪	空港・高速路線	一部運休及び一部区間運休
1 月 27 日	降雪	空港・高速路線	一部運休及び一部区間運休
1 月 28 日	降雪	空港・高速路線	一部区間運休

2021 年度

日付	要因	路線	運休状況
12 月 27 日	降雪	空港・高速路線	一部運休
2 月 10 日	降雪	空港・高速路線	一部運休

※自然災害への対応については P15 をご参照下さい。

6.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



- 1.当社における輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。
- 2.当社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。

7.輸送の安全に関する重点施策

2023 年度に実施すべき重点施策を「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」に基づき、以下の通りに定めました。また、重点施策の実施のために当社経営計画の中で策定した実施項目は【9. 2023 年度の輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置】にて記載させていただきます。

- 1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
- 3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- 5.輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

8. 2022 年度の輸送の安全のための重点施策と講じた措置

- 1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

- (1) 経営トップ・安全統括管理者による全営業所職場巡視（9 月・12 月）

【所内巡視】



【営業所員と語る会の開催】



- (2) 自己監査（営業所監査・相互監査）の実施

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

- (3) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

- (4) 事故防止のための計画・実施事項

- ① 年間最重点実施項目の設定

2022年度 事故防止スローガン

“確認”動作を守り

有責事故ゼロ

安全！安心！信頼！～危険の芽をつむ“予測”と“確認”の徹底～

事故防止重点実施項目

- ✓ 車内事故ゼロ …………… 目視と「お後はごさいませんか」の呼称“確認”の徹底！
- ✓ バック事故ゼロ …………… 一呼吸おき目視とバックモニターで“確認”の徹底！
- ✓ 横断歩道上事故ゼロ … 横断歩道付近は減速し、危険を“予測”！
- ✓ 接触事故ゼロ …………… 安全な車間距離の確保と早期に危険を“予測”！

- ・車内事故防止
(車内事故防止呼称確認 5 項目の徹底)
- ・バック事故防止
(駐車枠を一旦停止して確認し、顔を出し後方確認の実施)
- ・横断歩道上事故防止
(横断歩道付近では減速の徹底、早めに危険を探す予測運転の実施)
- ・接触事故防止
(右左折時の内輪差を把握し、安全な車間距離の保持と信号停車時は前車との停止車間距離は 5 メートル以上を確保する)

②ドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータを活用した事故防止教育



③安全運転研修センターにおける車両感覚養成のための実践訓練



④各種強化月間の設定

4 月：春の全国交通安全運動（4/6～4/15）

- ・車内事故防止呼称確認動作 5 項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10 項目チェック

7 月：車内事故防止キャンペーン（7/1～7/31）

- ・一般乗合バス
「ゆとり乗降の啓発」「ゆとり運転の励行」「停留所発進時における安全基本動作の徹底」
- ・貸切・高速・空港連絡バス等
「乗客へのシートベルト着用案内の徹底」

7 月：夏の交通安全県民運動（7/11～7/20）

- ・車内事故防止呼称確認動作 5 項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10 項目チェック

9 月：秋の全国交通安全運動（9/21～9/30）

- ・交差点立ち見調査

12 月：年末の交通安全県民運動（12/15～12/31）

- ・飲酒運転防止指導
- ・車内事故防止呼称確認動作 5 項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10 項目チェック

12 月：年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施（12/15～1/10）

- ・自主点検表による安全総点検

⑤本部及び全営業所による事故防止対策委員会の開催（10 月・3 月）

【本部事故防止対策委員会・運輸安全マネジメント会議】



⑥適性診断の実施と運転者への指導

⑦営業所長会議（毎月開催）、副所長・所長代理会議（年 4 回）

⑧統括運行管理者会議（毎月開催）

⑨0 の日に本社管理職による乗務前点呼実施状況の確認

⑩整備管理者会議（毎月開催）

⑪第二回遠鉄ドライバーズコンテスト実施（1 月）

全運転者の中から、運転業務について成績優秀な 10 名を選抜し、日頃培った安全運転の技術を競い合いました。競技には大型乗合バスを使用し、全 5 種目（S 字、鋭角、直進障害、方向転換、車いす乗車の基本動作）の技術について採点を実施しました。



⑫運転者職場環境良好度認証制度（二ツ星取得）



(5) 健康管理の確実な実施

- ①年2回の定期健康診断
- ②健康管理指導基準（当社基準）に基づく運転者の健康状態の把握
- ③睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策としてスクリーニング検査の実施
細江営業所（42名）、磐田営業所（71名）
- ④一定年齢に達した運転者に対する「脳MRI健診」の実施
三方原営業所（10名）、浜松東営業所（9名）、浜松西営業所（13名）
細江営業所（3名）、磐田営業所（10名）

(6) 飲酒運転防止対策の実施

- ①乗務開始前及び乗務終了後点呼時のアルコール検知の徹底（手順の遵守指導）
- ②個人持ちアルコールチェッカーの貸与

2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うように努めること。

- (1) 運転者採用の再開と育成
- (2) 新型コロナウイルス感染予防対策（非接触体温計・除菌剤・飛沫感染予防ボード等）
- (3) 交番割付システム（ITを用いた交番表作成）の導入
- (4) デジタル点呼システムの導入（三方原営業所、浜松東営業所、細江営業所）



3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1) 事故・お客様の声情報の共有と活用（本社及び全営業所）
- (2) ヒヤリハット情報の収集と分析
- (3) 国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知
- (4) 「社員のチカラ」（社内モニター制度による添乗評価）
- (5) 事故関係の初任担当者教育の実施

5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1) 「13.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (3) 運輸事業本部管理職及び担当課員による現場に出向いての点呼状況の調査指導

- (4) 事故防止教育に活用するドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータの分析
- (5) 安全運転中央研修所における安全運転研修（12/17～12/19：9名）
- (6) チェーン脱着教育（20名）

【机上教育】



【実技指導】



- (7) バスガイド安全教育（年2回）
- (8) 交差点における街頭指導（毎月実施）
- (9) 現場におけるバック操作指導
- (10) 整備管理者による日常点検の指導
- (11) 自己監査担当者研修会
- (12) 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）模擬監査の実施（各営業所運行管理者参加）

※細江営業所・三方原営業所

【模擬監査風景①】



【模擬監査風景②】



- (13) 静岡県警察本部のご協力のもとに実施した合同非常事態対応訓練



(14) 専用教材を使用した高齢者疑似体験



(15) 地震発生を想定した防災訓練

- ①バスロケ無線による訓練
- ②トランシーバー・災害時優先電話を利用した拠点間の情報伝達訓練
- ③社員の安否確認訓練

9. 2023 年度の輸送の安全に関する計画及び 輸送の安全のために講じる措置

「7.輸送の安全に関する重点施策」に対応して、輸送の安全を確保するために当社経営計画の中で策定した実施項目は次の通りです。

1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

- (1) 経営トップ・安全統括管理者による全営業所職場巡視
- (2) 自己監査（営業所監査・相互監査）の実施
 - 「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照
- (3) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査
 - 「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

(4) 事故防止のための計画・実施事項

2023年度 事故防止スローガン

それは危険！を予測して

有責事故ゼロ

安全！安心！信頼！～先に潜む危険の“予測”と“察知”の徹底～

事故防止重点実施項目

- ✓ **接触事故ゼロ**——“予測”運転の徹底と“察知”力の向上
- ✓ **バック事故ゼロ**——バック事故防止確認動作10項目の完全実施による危険の“察知”
- ✓ **車内事故ゼロ**——車内事故防止呼称確認5項目の完全実施と目で見て危険を“察知”
- ✓ **衝突事故ゼロ**——交差点、カーブ進入の手前では危険を“予測”しアクセル OFF

1. 有責事故削減

- (1)接触事故防止 … ●予測した運転操作の励行 ●漫然化した運転操作の撲滅
「運転姿勢の矯正」「片手運転の撲滅」「フットレストの使用」
- (2)バック事故防止 … ●見られていなくても10項目の徹底 ●下車して後方の確認の実施
●互いにバック誘導の実施 ●平均 9.90 以上の達成
- (3)車内事故防止 … ●「社員のチカラ」の実施 100 点達成率 50% 以上 ●「お後はごさいませんか」達成率 70% 以上
- (4)衝突事故防止 … ●交差点、カーブの手前での減速を徹底 ●進入時はアクセル OFF の実施
- (5)運行評価表 100 点取得率の向上 … ●前年比 101% 以上の達成 ●100 点達成率 80% 以上の達成

2. 運行ミスの撲滅

- 一運行ごとの運行経路確認 ●始発時、分岐点手前での行き先案内を完全実施

3. 階層別教育の強化

- 運行評価表 SPSS 分析による運転レベルアップ教育の実施

4. 乗務員健康管理の徹底

- SAS 検診の一斉実施と C-PAP 装着率の向上
- 脳ドック受診及び、各種予防接種の推進

5. 新規運転者採用推進

6. 飲酒運転の撲滅

- 個々への飲酒量のヒアリング / 貸与チェッカーの動作確認

7. ヒヤリハット事案の収集強化

- 各営業所毎月目標件数以上

		★月別有責事故発生件数を記入★
4月	横断歩道付近での減速、安全確認で歩行者保護	【有責事故 件】
5月	基本に戻って再確認イエローストップの励行	【有責事故 件】
6月	慣れた場所でもバック事故防止、確認動作 10 項目完全実施	【有責事故 件】
7月	ドア開閉時、また乗降時は高齢者の動静に注意	【有責事故 件】
8月	夏休み、子供の飛び出し、自転車の側方通過に注意し接触、人身事故防止	【有責事故 件】
9月	右左折時、歩行者、自転車に注意し人身事故防止	【有責事故 件】
10月	車内事故防止マイクの活用着席確認後の発車	【有責事故 件】
11月	薄暮時は早めのライトオンで防衛運転	【有責事故 件】
12月	先急ぎせず十分な車間距離の確保で運行	【有責事故 件】
1月	初心に戻りバック事故防止、確認動作 10 項目の徹底	【有責事故 件】
2月	冬の道、スピード控え補助ブレーキの活用を	【有責事故 件】
3月	「お後はごさいませんか？」と急ぐ気持ちを抑えて車内の再確認	【有責事故 件】

遠州鉄道株式会社運輸事業本部本部事故防止対策委員会

2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。

- (1) 運転者採用の強化と処遇改善（入社等級、昇格要件、年間休日数など）
- (2) 健康管理の推進（SAS スクリーニング検査、脳 MRI 健診）

3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1) 事故・お客様の声情報の共有と活用体制の一層の構築（本社及び全営業所）
- (2) 事故関係の初任担当者教育の実施
- (3) 営業所長会議、副所長・所長代理会議、統括運行管理者会議等

5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1) 「13.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (3) 運輸事業本部管理職及び担当課員による現場に出向いての点呼状況の調査・指導
- (4) 外部機関における安全運転研修の実施
- (5) ドライブレコーダーやデジタルタコグラフデータを活用した事故防止教育
- (6) バスガイド安全教育（年2回）
- (7) 自己監査担当者研修会
- (8) 第三回遠鉄ドライバーズコンテスト

10. 2022 年度安全に対する費用支出及び設備投資（主なものの実績）

1. 教育に関する支出（運転者）	6,395（千円）
2. 健康管理（運行管理者・運転者）	9,785（千円）
※定期健康診断、SAS スクリーニング検査、脳 MRI 健診等の会社負担額	
3. 点呼関連費用（交番割付システム、デジタル点呼）	13,370（千円）
4. アルコール検知器保守点検	2,908（千円）
5. 無事故手当	34,113（千円）
6. 新型コロナウイルス感染予防対策	1,293（千円）
※抗原検査キット、マスク・手袋・除菌剤等	
7. 安全運転研修センター改修	3,981（千円）

11.事故・災害に関する報告連絡体制

「6.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統」及び安全管理規程を参照ください。

12.自然災害への対応について

(1) 大雨の対応

集中豪雨等による道路の冠水や河川の氾濫、土砂災害の発生、もしくはその可能性が高いと判断される場合は、運行を見合わせる場合があります。

(2) 暴風の対応

当社施設に設置された風速計により風速を観測しており、風速が規制値を越えた場合には、運行を見合わせます。また、風速が規制値内の場合でも運転者から強風の連絡があった場合は、安全を確保するために運行を見合わせる場合があります。

(3) 台風の対応

台風接近時の対応としては、大雨時の対応及び暴風時の対応方に準じて運行を見合わせます。

【計画運休について】

大型の台風接近に伴い、当社のバス路線がその進路上にあり、「暴風域」に入るなど運行に重大な支障が見込まれる場合は、予め運行を中止する「計画運休」を実施する場合があります。(事前に当社ホームページ等で告知します)

(4) 地震の対応

「激しい揺れ」や「周囲の建造物等の激しい揺れ」の体感・視認で地震の発生を確認した場合は、直ちに安全な場所にバスを停車させます。地震発生後の被害状況の確認、安全点検の実施により運行再開または中止を判断します。

(5) 運行の再開について

運行を中断した場合、安全にバスが走行できること確認した後に運行を再開いたします。大型の台風や地震、豪雨の場合は、当社係員によるバス路線や施設の点検等により安全の確認ができ次第運行を再開いたします。(被害状況によっては、運行の再開に時間を要する場合がありますのでご了承ください)

13.輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1.運転者

(1) 階層別教育

- ・ドライブレコーダーやデジタルタコグラフ分析に基づく実戦形式の教育
- ・飲酒運転防止教育
- ・教育施設を活用した車両感覚養成教育
 - ① 貸切運転者教育（高速教育含む）
 - ② 事故未然防止教育（デジタルタコグラフデータ等を活用した教育・追跡指導）
 - ③ 事故惹起者教育（事故発生時のドライブレコーダー映像等を活用した教育）
 - ④ 指導乗務班長・乗務班長教育（指導者育成教育）

(2) タイヤチェーン脱着教育

(3) 適性・適齢・初任診断の実施

2.運行管理者

- (1) 運行管理者全員を対象とした年間 2 回の事故防止及び法令遵守に関する集合教育
- (2) 統括運行管理者を対象とした 1 ヶ月に 1 回程度の事故防止及び法令遵守に関する集合教育及び情報共有のための会議を実施
- (3) 運行管理者（統括運行管理者除く）を対象にした年間 2 回の事故防止及び法令遵守に関する集合教育
- (4) 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による一般講習を受講

3.整備管理者

- (1) 整備管理者を対象に、年間 4 回以上の整備基準確認等の集合研修を実施
- (2) 静岡運輸支局による研修・講習会の受講
- (3) 整備管理補助者への研修指導の実施

4. 副所長、所長代理

年 4 回程度、運行管理・健康管理に関する集合教育及び意見交換を実施

5.営業所長

月 1 回程度の営業所長会議において、情報共有及び意見交換を実施

14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置

1.2022 年度において講じた措置は以下の通りです。

- (1) 当社においては「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく自己監査規程により、自己監査を実施しております。2022 年度については、本部運行管理部門及び全営業所に対して自己監査を実施し、運営状況を確認し、指摘事項についてのフォローアップ監査を実施し改善を図りました。
- (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員の監査を実施しております。取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組み、課題等を確認するための監査を実施し、関与状況を確認しました。

【経営トップ・安全統括管理者の輸送の安全の確保への取り組み状況の監査(2023.3.27)】



2.2023 年度におきましても以下のような措置を講じます。

- (1) 自己監査について
 - ①自己監査（営業所監査、相互監査）を実施します。

- ②重大事故、災害等が発生した場合、その他必要と認められる場合については自己監査を実施します。
- ③自己監査結果から改善すべき点が発生した場合は、直ちに是正措置又は予防措置を講じ、フォローアップの自己監査を実施します。
- (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査について取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組みへの関与状況を確認します。

15.一般貸切旅客自動車運送事業の内容について

(1) 車両に係わる情報 (2023年3月31日現在)

	車両数 (台)	年式 (年)		平均 車齢 (年)	ドライブレコーダー 搭載車両 導入台数 (台)	デジタル式 運行記録計 搭載車両 導入台数 (台)	ASV 搭載車両 導入台数 (台) ※後付除く	ASV 後付 導入台数 (台)	主な運行の態様 ※プルダウン
		最古	最新						
大型	81	2000	2020	9年	81	81	47	28	観光輸送 (昼間)
中型	8	1999	2017	9年	8	8	5	1	学校・企業等送迎・行事輸送
小型					0	0	0	0	
任意保険 加入状況		対人保険 無制限			対物保険 2,000万円				

(2) 人員体制に係わる情報 (2023年3月31日現在)

運転者	雇用形態別人数 (人)	正規	正規雇用以外	合計	
		387	18	405	
	社会保険等加入者 (人)	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		404	404	405	404
運行管理者	30				
整備管理者	5				

16.行政処分公表

(1) 経緯

2021 年 12 月 30 日、当社が運行している路線バス「上島イオン市野線」について、1 便を欠便したことから、浜松東営業所（静岡県浜松市東区豊町 2253 番地）に対し中部運輸局の監査が実施され、以下の指摘がありました。

- ・事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。（道路運送法第 16 条第 1 項）

(2) 行政処分内容

処分内容：事業用自動車の車両使用停止

処 分 日：2022 年 8 月 10 日 10 日車（1 両×10 日間）

(3) 再発防止策

- ・運行管理者は、始業点呼時に乗務運行表を使用し、最終運行便の運行状況を呼称させ確認する。
- ・運転者は、乗務運行表の確認をし、始業点呼時に最終運行便の運行状況を呼称し思い込みの防止をする。また最終運行終了後に最終運行便と終了時刻を運行管理者に報告する。

17.安全管理規程

当社の「安全管理規程」は別紙の通りです。当社については「安全管理規程」の届出の義務を有した事業者であり、2006 年 12 月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

18.安全統括管理者

当社については、安全統括管理者の届出の義務を有した事業者であり、現時点の安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 の要件を満たしており、2018 年 7 月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

【氏 名】 小野田 剛久

【役 職】 取締役運輸事業本部長

安全管理規程（自動車）

遠州鉄道株式会社

安全管理規程

目次

第1章	総則
第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第 2 条 (適用範囲)

本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第 3 条 (輸送の安全に関する基本的な方針)

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員（一般旅客自動車運送事業に関係する社員に限る。）に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事するものは、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」ということを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

- 1.最も重要なサービスとは、輸送の安全である
- 2.関係法令や社内規則を遵守しよう
- 3.現場の声をいかして安全の確保に努めよう

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

第4条（輸送の安全に関する重点施策）

1. 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を重点施策とし、当社経営計画の中で実施項目を策定して実施する。
 - （1） 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
 - （2） 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
 - （3） 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - （4） 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - （5） 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

第5条（輸送の安全に関する目標）

第3条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において、事故防止重点実施項目を年度毎に目標として策定する。

第6条（輸送の安全に関する計画）

重点施策の実行および目標の達成のために、必要な予算の確保や実施項目を毎年度作成する経営計画の中で定め、その実行により輸送の安全を確保する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第7条（取締役社長の責務）

1. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
3. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 取締役社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（社内組織）

1. 取締役社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - （1） 安全統括管理者（運輸事業本部長）
2. 安全統括管理者は運輸事業部長を通じて上記の企業統治を的確に実施するため次に掲げる者を選任する。

- (1) 運行管理者
 - (2) 整備管理者
 - (3) その他必要な責任者
3. 運輸事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
4. 営業所長は、運輸事業部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

1. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者から、運輸事業本部長を安全統括管理者として選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第10条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、内部監査を行い、取締役社長に報告すること。
6. 取締役社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運輸事業部長を通じて、運行管理者を統括管理すること。
8. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
9. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 11 条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する重点施策を実施するために、輸送の安全に関する計画の中で実施項目を策定し、その実施を通じて輸送の安全に関する目標を達成する。

第 12 条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

取締役社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第 13 条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が、取締役社長、安全統括管理者又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第 14 条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第 15 条（輸送の安全に関する内部監査）

1. 安全統括管理者は、内部監査員を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、必要と判断される事例が発生した場合は上記以外に内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第 16 条（輸送の安全に関する業務の改善）

1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場

合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

第17条（情報の公開）

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第18条（輸送の安全に関する記録の管理等）

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、教育及び研修の状況、内部監査の結果、取締役社長に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法については、遠鉄グループ文書管理規程に基づくものとし、詳細については、別紙文書保存内規に定めるものとする。

附 則

制 定	平成18年10月 1日
改 正	平成20年11月10日
改 正	平成21年 4月 1日
改 正	平成21年 8月10日
改 正	平成22年 7月 1日
改 正	平成23年 6月 1日
改 正	平成24年 6月 1日
改 正	平成25年 6月 1日
改 正	平成27年 1月 1日
改 正	平成28年 7月 1日
改 正	2020年 6月 1日
改 正	2020年 9月 1日
改 正	2022年 6月 29日

社 長 訓

～輸送の安全に関する基本方針～

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

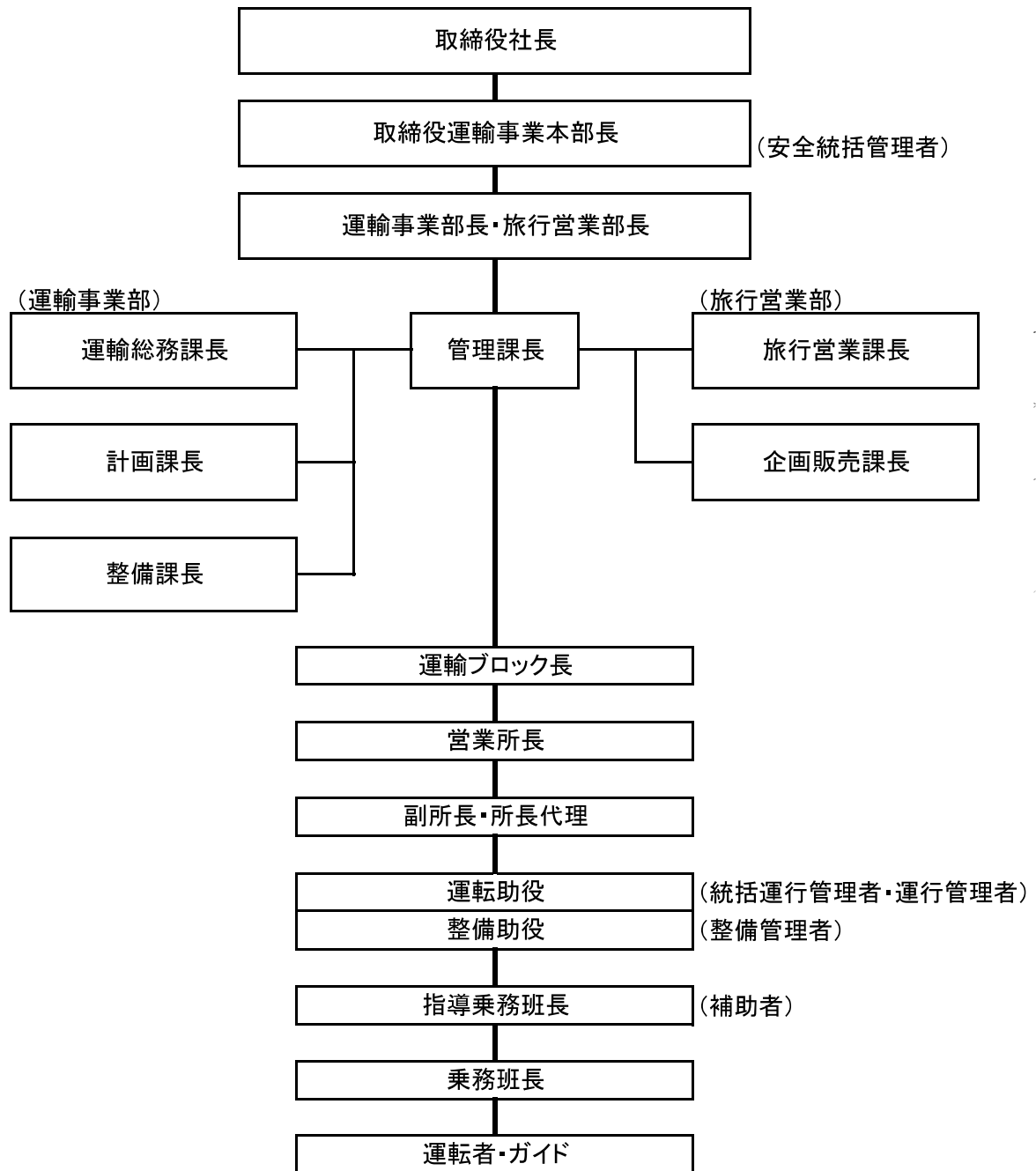
我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう

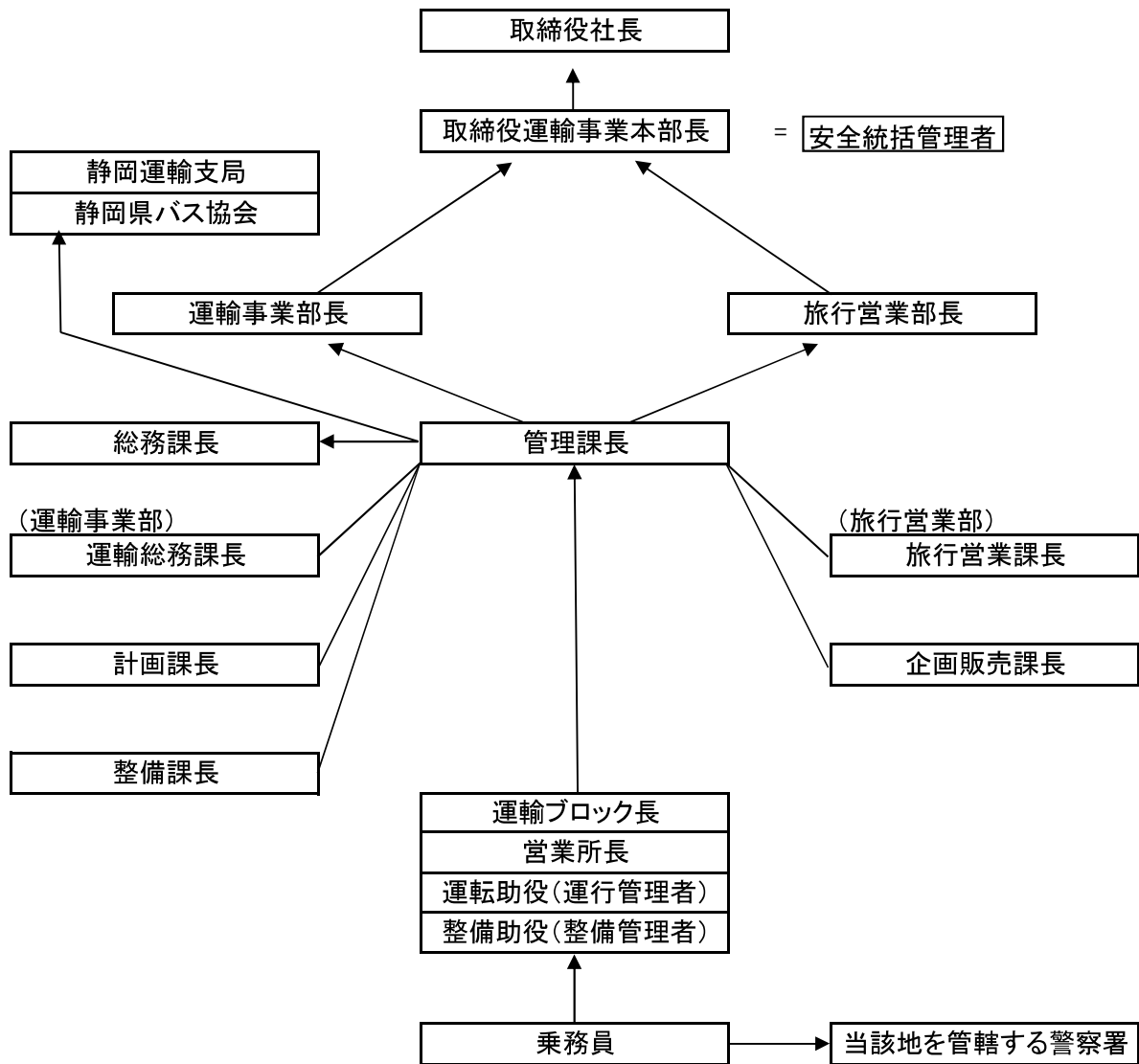


遠州鉄道株式会社
取締役社長 丸山晃司

安全管理組織図



重大事故発生時および緊急時の報告並びに連絡体制



(乗務員は事故発生と同時に乗務員手帳に基づき報告すること)

文書保存内規

この内規は旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規程に基づき定められた旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針の第15条の規定に基づき情報および記録の保存について下記の表の通り定める。

帳票類名	期間	場所	根拠条文	適用
点呼簿(甲)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(乙)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(丙)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
出勤簿(乗合・貸切・契約)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
対面点呼簿	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
乗務記録(タコグラフ)	3年	営業所	運輸規則第25条	法令は1年
苦情処理簿	3年	営業所	運輸規則第3条	法令は1年
事故記録	永久	営業所	運輸規則第26条の2	法令は3年
乗務員台帳	3年	営業所	運輸規則第37条	退職後
運行前点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
中間点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
終業点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
運行指示書	3年	営業所	運輸規則第28条の2	法令は1年
事故速報	3年	営業所		
お褒め・ご意見集計表	3年	営業所		
異常気象の記録	3年	営業所		
適性診断	3年	営業所	運輸規則第38条の2	
タコグラフ指導表	3年	営業所		
デジタコ運行評価表	3年	営業所		
健康診断個人指導表	5年	営業所	労働安全衛生法第66条	
本部事故防止委員会議事録	3年	管理課		
交通事故集計表	3年	管理課		
内部監査報告書	3年	管理課		
自動車事故報告書	永久	管理課		
安全統括管理者の指示に関する記録	3年	管理課		
重大事故および緊急時の報告連絡体制に関する記録	3年	管理課		
情報公開に関する記録	3年	管理課		
安全管理規程第18条に規程された記録	3年	管理課		
教育・訓練の記録	3年	管理課		